

報道関係者各位

令和5年10月31日

舞鶴市と京都労働局はさらに連携を強化し雇用対策に取り組むため 雇用対策協定を締結します。

～「舞鶴市と京都労働局との雇用対策協定」締結式のご案内～

舞鶴市は、令和5年11月6日、舞鶴市役所内で舞鶴市と国（京都労働局）による「舞鶴市と京都労働局との雇用対策協定」を締結いたします。

締結式は下記のとおり行いますので、取材等よろしくお願いたします。

記

1. 日時 令和5年11月6日（月）午後3時～
2. 場所 舞鶴市役所 301会議室
3. 内容 ・あいさつ（舞鶴市長、京都労働局長） ・雇用対策協定書の署名

「舞鶴市と京都労働局による雇用対策協定」の概要

<目的>

舞鶴市と京都労働局は、これまで舞鶴市就業支援センターを両者で運営するなどし、地域の雇用対策に取り組んできたところであり、これまでの取組実績を生かし、今後さらなる連携強化を図ることを目的として雇用対策協定を締結します。

※雇用対策協定とは

全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国（労働局・ハローワーク）と地域の実情に応じた各種対策を行う地方公共団体（都道府県・市区町村）が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するために締結するものです。

<協定に基づく令和5年度事業計画（主な取組）>

- 仕事と子育ての両立を希望される方々の雇用対策
- 就職フェアの開催
- 企業の人材確保・労働環境改善支援



SDGs 未来都市

舞鶴市 産業創造・雇用促進課（担当：山本）
〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044
TEL:0773-66-1021、FAX:0773-62-9891
E-mail:sangyo@city.maizuru.lg.jp